

# 低所得世帯支援給付金のご案内

## 手続きが必要な場合があります

- 低所得世帯支援給付金は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要な場合があります。

## 支給対象と支給額

### 低所得世帯支援給付金

令和6年度分**住民税非課税または均等割のみ課税**世帯  
または**予期せず家計が急変し収入が減少**した世帯

→ 1世帯あたり **3万円**

※住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外

### 低所得世帯支援給付金のこども加算

上記「低所得世帯支援給付金」の対象世帯の**子育て世帯**

→ 子1人あたり **2万円**

※同一世帯内で22歳以下（平成14年4月2日生まれ以降）の子を扶養している世帯  
※別世帯に扶養している子がいる場合も対象になることがあります

### 低所得世帯支援給付金の世帯員加算

上記「低所得世帯支援給付金」の対象世帯の**3人以上の世帯**

→ 2人目以降の世帯員1人あたり **1万円**

※こども加算の支給対象となる世帯は対象外  
※世帯員加算の世帯員の人数に世帯主は含めません

## 手続き方法

住民税非課税または  
均等割のみ課税世帯

「**お知らせ通知**」または  
「**確認書**」を送付します。

詳しくは裏面「I」または「II」へ

予期せず家計が急変  
し減収した世帯

**申請手続き**  
**が必要です。**

詳しくは裏面「III」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I お知らせ通知が届く世帯（令和7年2月25日（火）発送予定）

- 給付金を受け取るための、**手続きは不要**です。
- 振込先口座を変更したい場合や給付金の受給を辞退したい場合、支給要件に該当しない場合は「お知らせ通知」に記載の指定日までにご連絡をお願いします。

※ご連絡がない場合は、承諾いただいたものとみなし、「お知らせ通知」に記載の支給日に給付金をお振り込みします。

## II 確認書が届く世帯（令和7年2月25日（火）発送予定）

- 中身を確認して、確認書を登別市に**返信**または専用ウェブサイトにて**オンラインで確認**してください。



- 確認事項は次のとおりです。

- ・世帯の全員が住民税均等割が課税されている親族等の扶養を受けていないか
- ・世帯の中に住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告の方がいないか
- ・同一世帯内で22歳以下の子を扶養しているか（こども加算）  
または同一世帯内に世帯員が2人以上いるか（世帯員加算）

※詳しくは、確認書に同封された案内をご覧ください

※登別市が確認書等を受理した日から2週間前後で給付金をお振り込みします。

**令和7年6月2日（月）まで**に手続きをしてください

## III 予期せず家計が急変し減収した世帯（家計急変世帯）

- **予期せず**令和6年1月以降の家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当以下となった世帯が対象です。
- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに「低所得世帯支援給付金」窓口に、直接または郵送でご提出ください。



申請期間：令和7年2月25日（火）～ 令和7年6月2日（月）

申請書設置場所：市役所本庁舎、登別支所、鷺別支所

※申請書は市公式ウェブサイト(<https://www.city.noboribetsu.lg.jp>)にも掲載しています。

### お問い合わせ

登別市役所保健福祉部社会福祉グループ  
「低所得世帯支援給付金」窓口

受付時間 平日9:00～17:30



0143-57-1000

低所得世帯支援給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**

にご注意ください！



自宅や職場などに市の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。